

## インフルエンザにおける療養報告書の提出について

千葉県立中学校・千葉高等学校

これまで、生徒がインフルエンザと診断された場合、学校保健安全法第19条により、出席停止等の措置を行うとともに、登校再開においては、医師による「治癒証明書」の提出をお願いしておりました。

しかし、本年9月末に厚生労働省会議で、インフルエンザが治った際に、学校には治癒証明書を提出する必要はないとの見解が示されました。

これにより、今後、インフルエンザの出席停止基準を満たし、インフルエンザの症状が回復し登校を再開する場合は保護者からの「インフルエンザにおける療養報告書」を提出していただくこととします。

なお、インフルエンザ以外の感染症の場合は、これまでと同様に医師による「治癒証明書」を提出してください。

### 【参考】

感染症に罹患した場合は、下記の手続きをお願いします。

#### 記

- 1 感染症の診断を受けたことを学校に連絡する
- 2 療養を終え、出席停止基準を満たす状態まで回復し登校する際は、病名により手続きをお願いします。

- インフルエンザ以外の感染症の場合  
登校時に医師による「治癒証明書」を提出する。

\* 医師による「治癒証明書」が提出できない場合は、診療証明書または調剤処方証明書の写しに、療養期間・保護者氏名・押印で代用することができる。

- インフルエンザの場合  
登校時に保護者による「インフルエンザにおける療養報告書」を提出する。

※「治癒証明書」・「インフルエンザにおける療養報告書」は学校HPからダウンロードしてください。

※ダウンロードできない場合は、学校にその旨連絡をお願いします。